

危機管理マニュアル

危機管理マニュアル目次

I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足)
- 4 イベント等特殊な状況

II 危機における対応と予防

- 1 地震発生時における予防と対応
- 2 警戒宣言が出された場合の対応
- 3 火災時における予防と対応
- 4 その他の自然災害における予防と対応
- 5 事故発生時における予防と対応
- 6 事件発生時における予防と対応
- 7 食中毒発生時における予防と対応
- 8 光化学スモッグ等大気汚染発生時における予防と対応

危機管理マニュアル

はじめに

このマニュアルは社会福祉法人メリー福祉会消防防災計画に基づきメリーガーデン保育園における全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、入所児童・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機の定義と摘要

保育園における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、入所児童及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、メリーガーデン保育園の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての入所児童を保護者に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時における的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、児童・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の保育業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の各号通りとする。

- ① 理事長・理事会
- ② 園長
- ③ 主任
- ④ 各学年リーダー、給食リーダー

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルのⅡ章及びⅢ章の対応を規範に的確な指示を職員に伝えること

2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位

通常保育時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮命令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

(1)メリーガーデン保育園本園

- ① 理事長
- ② 園長
- ③ 各学年リーダー、給食リーダー

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

(2)メリーガーデン保育園分園

- ① 主任
- ② リーダー保育士

※ 複数の職務者がいる場合は職務経験の長い順に指揮権者とする。

3 お散歩等の園外保育における指揮権順位(遠足)

- | | | | |
|--------|--------|-----|------------|
| (1) 遠足 | ①園長 | ②主任 | ③学年リーダー保育士 |
| (2) 合宿 | ①園長 | ②主任 | ③学年リーダー保育士 |
| (3) 散歩 | ①引率の担任 | | |

4 イベント等特殊な状況

七夕祭り、運動会、もちつき、バザー、卒園式、クリスマス会は父母やその他地域の人たちが、参加する行事なので次のように指揮を分担する。

- | | | |
|----------------|------|------------|
| (1) 全体 | ①理事長 | ②園長 |
| (2) 園児と父兄・地域の人 | ①主任 | ②学年リーダー保育士 |

II 危機における対応と予防

(1) 予防(事前の環境整備)

メリーガーデン保育園地震防災規程第8条に基づき、保育園で行う震災避難訓練は、大規模地震時において、子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び園児が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併施設や近隣住民、西区および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練実施計画

- I 併施設や近隣住民、又は地元消防団との合同で、大規模地震を想定した訓練を実施する。
- II 緊急避難訓練を実施する。(園児と保育士が地震時の一時待避場所への移動など)
- III 安全確認訓練を実施する。(保育士が園児の人数・安全確認をする。)
- IV 避難通路・経路の確認をする。
- V 災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得する。
- VI 地震発生時における各職員の役割分担を確認する。(別表1)

② 保護者への事前連絡

- I 保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応及び避難先を周知する。
- II 保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに園児引き渡しカードに記入をしてもらい保育園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

③ 施設設備の点検等

- I 地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品などが転倒防止がなされているか点検する。
- II 地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- III 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- IV 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- V 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- VI 緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

(2)大地震発生時の対応

① 園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合

- I 避難誘導・救護係(保育士)は、園児に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- II 避難誘導・救護係(保育士)は、積木・ピアノ・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから園児を遠ざける。
- III 園児及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- IV 避難誘導・救護係(保育士)は、園児が眠っているときは、落下物から身を守る対応をする(毛布・布団等を利用する。)
- V 職員は、できるだけ、速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- VI 乳児など介助を必要とする園児は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- VII 揺れが収まったら、一時園庭へ避難し、全園児と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、園長又は代理へ報告する。
- VIII 避難誘導・救護係(保育士)は指示があるまで園庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- IX 初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

② 園舎外(プール・園庭・屋上)

- I 園庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
- II 地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- III プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- IV 屋上では揺れが収まるまで全員座って体を確保し、その後施設内が安全か、どうか様子を見てから園庭へ避難をする。
- V どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに担任は、担当教室の園児の安全確認を行い、園庭にて指示があるまで一時待機すること。

③ 園外保育(散歩)

- I 揺れを感じたらただちに園児を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れの収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
- II 切れた電線には絶対触らないよう園児に注意する。
- III ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- IV 携帯電話で保育園に連絡を入れ、必要な場合は保育園に応援を要請する、連絡が付かない場合は、保育士補助職員が保育園に応援を求める。担任は園児とともに近隣の安全な場所で待機する。
- V 全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に園に戻る。

④ 園外保育(遠足等)

- I 《事前調査》实地踏査の際、目的地の状況を把握する。
- II 《事前調査》地震が発生した場合の安全な場所の確認をしておく。
- III 《園外保育中》園児の安全第一に対応し、落ち着いて行動する。
- IV 《園外保育中》園外保育は中止し、園児の安全を確保してから携帯電話にて保育園に連絡を入れる。災害が状況により応援を求めるなどをして、保育園に戻る。連絡が取れない場合は現場の指揮権者の判断で行動する。
- V 《目的地までの途中》バス等乗り物に乗っている場合は、運転手・添乗員の指示に従う。
- VI 《目的地までの途中》徒歩の場合は、近くの安全と思われる場所に避難する。
- VII 《目的地までの途中》ビルの窓ガラスの破片等落下物に注意する。特に切れた電線は、直接又は水たまり・ガードレール等を通して感電することがあるので充分注意する。

⑤ 朝夕保育中(朝)

早朝の受け入れ時間帯は、職員数が少なく、異年齢集団であり、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には・園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべきを以下の通りとする。

- I 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- II 登園している園児の氏名や人数等を朝保育出席簿等で把握・確認して記録する。
- III 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- IV 随時出勤してきた職員は、担当部署に速やかに応援に入る。
- V 園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- VI 保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は、自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることにする。

⑥ 朝夕保育中(夕)

夕方の保育時間帯は、当日担当の職員引き継ぎ後は室内園庭等に分かれての保育であり、異年齢集団で、保護者の出入りがはげしい等、非常に流動的な状況である。このことを念頭において、その場にあった対応が必要である。但し、基本的には・園舎内(遊び・食事・午睡)で地震がおきた場合を参考とし、そのほか注意すべきを以下の通りとする。

- I 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- II 残っている園児の氏名や人数等をお迎え時間記入表等で把握・確認して記録する。
- III 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- IV 揺れが収まった時点で園内にいる職員は、当日の担当以外でも直ちに園児の安全の応援態勢に入り園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- V 園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- VI 保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることにする。

⑦ 延長保育中

延長保育時間帯は、0才から5才までの、異年齢集団であるため、より細やかに安全確保を行う。また、勤務している職員も少ないことから計画的な震災対応を普段より計画して職員に周知徹底することが望ましい。

- I 居合わせた保護者に協力を求め、待避行動を指示する。
- II 揺れが収まり次第、延長出席簿にて子供の人数及び安全確認を行う。
- III 担当職員は引き渡しカードを取り出し照合確認して引渡しに備える。
- IV 臨時職員は、正規職員の指示に従って行動する。
- V 揺れが収まった後、事務所に連絡し、応援を待ち、園児を保護者に引き渡すまでは職務にあたる。
- VI 園長は、災害の状況により、その後の保育園の業務が維持できるかどうかの判断をして、立て札又は張り紙にて入口付近に掲示する。
- VII 保育園より半径2キロ以内に居住又は所在の職員は自己の安全を優先しつつ、速やかに保育園へ応援に戻ることにする。
- VIII 全ての職員は翌日以降の勤務や業務に関する確認を保育園に行う(電話や徒歩等にて)

⑧ 園児の引き渡し

大地震が起きた場合、園児はすみやかに保護者に引き渡す。また引き渡しの際は引き渡しカードと照合の上、日時を記入して引き渡すこと。引き渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者からすみやかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

- I 《引き渡し方法》園児の引き渡しは、園長又は代理の指示によって行う。但し、朝夕及び延長保育等で役職者（リーダー保育士以上）がいない場合は、職務経験の長い者が行う
- II 《引き渡し方法》引き渡しは、保育室又は園庭にて職員が行い、引き渡しカードに確認のサインをもらう。その際、職員が日時を記入する。
- III 《引き渡し方法》可能なかぎり、園児は保護者又は引き渡しカードに届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担当職員と園長又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。

⑨ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園において原則24時間は園児を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。

- I 夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、島津公園へ避難し、そこで保護する。その場合、園長又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- II 園児を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、保育園の備蓄食料品で、できる限り対応する。
- III 職員は、残留する園児の数、その他必要な事項を、記録し、園長に報告する。
- IV 保育園で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として広域避難地（韮公園）に移送する。

⑩ 避難

大地震が起きててもすぐに保育園を離れるのではなく、保育園や周囲が火災発生したり、そのおそれが、ある時や園舎の被災が大きく危険であると判断した時に、島津公園や行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する

- I 震災救援所への避難
保育園より避難の際は、島津公園が西区の一時避難所になっているので、状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し、園児を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、園児の安全確保を第一とするが、出席簿、引き渡しカード、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。
- II 広域避難場所などへの避難
周囲に大火災が発生した場合、原則として収容避難所（西校体育館）に行き、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域避難場所に避難する。
- III 保育園を離れる際の注意
保育園を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように正門及び建物などに掲示をする。

IV 地震防災規程に基づく避難場所は次の通りとする。

- ア 第1次避難地 島津公園
- イ 第2次避難地 西校体育館
- ウ 第3次避難地 韮公園

⑪ 園児又は職員が負傷した場合

- I 応急処置は、日頃より園に備えてある救急薬品で手当する。
- II 中程度以上の負傷者は近隣の病院又は、医療救護所で手当を受ける。
- III さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の後方医療施設に搬送され、治療を受ける。

⑫ 震災発生から時間別対応表

	避難誘導・救護係	情報伝達・指示係	初動消火係
発 炎	<p>◆誘導（主に保育士）</p> <p>①園児の安全を確保する。 ②園庭に避難させる。 ③一時避難完了後情報伝達係に人数等の報告をする。</p> <p>◆救護（主に調理）</p> <p>①救急用品を確保する。 ②負傷した園児の応急処置などを行う。 ③救護スペースの設置確保を行う。 ④情報伝達係へ報告をする。</p>	<p>◆確認（主に園長・主任）</p> <p>①内線及び拡声器で震災を周知させる ②火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする。 ③園児及び職員の安全確認と人数確認</p>	<p>◆初動対応（主に調理・用務）</p> <p>①火の元を閉じる ②配電盤点検、ガス漏れ点検 ③火災発生の場合は初期消火行動に移る。</p>
1時間 6時間 23時間	<p>①園児を保護し、保護者へ引き渡す。 ②残留園児を安全な臨時保育室へ移動させて保護する。</p>	<p>①施設の安全点検及び確認 ②周囲の建物の状況確認 ③テレビ・ラジオ等による情報聴取 ④職員の役割分担、指揮権を確認 ⑤避難所への経路の確認</p>	<p>①施設の安全点検及び確認 ②周囲の建物及び近隣住民の安全状況確認 ③近隣住民が避難してきた場合の対処を行う。 ④事実の状況確認は情報伝達係へ伝える</p>
1日	<p>①園児を保護し、保護者へ引き渡す。 ②園児を避難地（西高体育館）に移送する。</p>	<p>①状況により職員を帰宅させる。 ②避難地（西高体育館）に移動する際の職員を確保する。</p>	
3日	<p>①保育園再開の組織作りをする ②職員の確保 ③保育室の確保一園内で使用可能な部屋の確認 ④園児・保護者の居住状況の確認 ⑤給食の再開一給食施設・設備消耗品等の被災状況の把握 応急給食の必要性を判断する。 臨時的な献立を作成する。 ⑥再開の際の周知方法を検討する。 ⑦臨時のクラス編成を検討し、最低限の書類を事前に作成する。</p>		

2 警戒宣言が出された場合の対応

① 警戒宣言が出された場合の園児の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、園児は、すみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者に電話等によりお迎えの連絡をする。また、引き渡しの際は引き渡しカードと照合の上、日時を記入して引き渡すこと。引き渡しカードは日頃から点検し、内容に変更が生じた場合は、保護者からすみやかに連絡をもらい訂正するなど、正しい記載がされているよう努めること。

- I 《連絡方法》各家庭ごとに園長、副園長、主査、事務が園より緊急連絡表を使い連絡し、速やかに迎えを要請する。その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。
- II 《引き渡し方法》園児の引き渡しは、園長又は代理の指示によって行う。
- III 《引き渡し方法》引き渡しは、原則として保育室で担任が行い、引き渡しカードに確認のサインをもらう。その際、担任が日時を記入する。
- IV 《引き渡し方法》可能な限り、園児は保護者又は引き渡しカードに届けられている代理人に引き渡す。もし、届け出た代理人でない場合は、担任と園長立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい園児本人にも確認をして、引き渡すこととする。

3 火災時における予防と対応

メリーガーデン保育園地震防災規程第 8 条及び児童福祉施設最低基準第6条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。』と規定されている。保育園で行う避難訓練は、様々な災害時に子どもの生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民、西区および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

(1) 事前の環境整備

① 避難訓練実施計画

- I 併設施設や近隣住民との合同で、様々な火災状況を想定した訓練を実施する。
- II 消火訓練を実施する。(初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど)
- III 通報訓練を実施する。(消防署・併設施設・近隣住民)
- IV 避難通路・経路の確認をする。
- V 火災報知設備及び非常ベル、非常通報装置の使用方法を習得する。
- VI 火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

② 保護者への事前連絡

- I 保護者へは、事前に緊急時における保育園の対応及び避難先を周知する。
- II 保護者からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取するとともに園児引き渡しカードに記入をしてもらい保育園において非常持ち出しができるよう整理集約をする。

③ 施設設備の点検等

- I 出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- II 万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- III 避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- IV 防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- V 保育士は、日常の保育環境を整備しておくとともに、日頃の保育の中で子どもの行動特性をしっかりと把握する。
- VI 緊急時連絡用の掲示をする。

(2) 火災発生時の手順

① 発生時の基本的なながれ

**火災発見 → 報告 → 通報連絡 → 避難誘導
→ 初期消火**

② 保育中に火災が発生した場合

- I 火災の発生を発見したら(第一発見者)、大きな声で周りの職員に知らせる。
- II 知らせを受けた職員は、すみやかに園長及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- III 第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- IV 各職員は、園長の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- V 消防署への通報
- VI 子どもの避難誘導(子どもの人数の把握及び責任者への報告)
- VII 地域住民・関係機関への連絡
- VIII 落ち着いて行動することを心がけ、子どもに動揺を与えないように努める。
- IX 出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- X 安全な場所まで避難した後で、状況により保護者に連絡をし、子どもの引き渡しをする。
(保護者の緊急連絡網及び園児居住地一覧は必ず持って避難する。)
- XI 火災により翌日以降保育を行うことが困難な場合は、園長より行政に連絡し今後の対応について相談する。

4 その他の自然災害における対応と予防

(1)風水害及び台風

① 保育園で保育中に風水害及び台風が発生した場合

- I 強風や大雨の際は、保育室で園児たちが落ち着けるように配慮する。
- II 風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。
- III 漏水等を発見したら速やかに事務所へ報告する。
- IV 午睡時は、窓からできるだけ離れた場所で寝るよう配慮する。
- V 停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

② 保育開始前に風水害及び台風が発生した場合

- I 出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
- II 交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ保育園に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
- III 園児の受け入れは、基本的に園の施設に異常がなければ、通常の保育を行うが、早めのお迎えに協力してもらおうよう保護者に声をかける。

③ 風水害等により施設に被害が出た場合

- I 風水害等により施設に被害が出た場合、園児の安全を最優先に被害のない箇所にて保育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をして引き渡すこと。
- II 翌日以降の保育園の業務について園長は、速やかに決断して保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

④ 残留園児の保護

保護者が保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園で園児を保護する。その他の詳細は、《(2)大地震発生時の対応⑨残留園児の保護 参照のこと》

(2) 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、保育園内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、園外保育等の外出時に落雷の虞を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

① 保育園で保育中に落雷が発生した場合

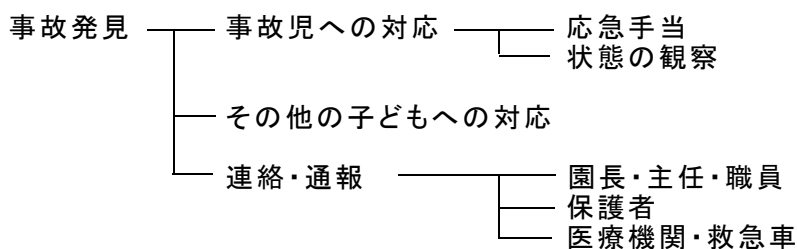
- I 落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷(電流)は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。
- II 周囲の木より高い木の幹に寄りそい雨宿りすることも前項の理由により避けること

5 事故発生時における対応と予防

保育園における子どもの事故は、発育発達と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。また、保育園が地域の子育て支援の拠点として、子どもの保護者に対して事故防止を啓発・教育することも重要な役割であり、子どもを扱う全ての職員が連携し、事故防止に努める必要がある。そのためにも職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

(1) 事故発生時の対応

① 事故発生時の基本的なながれ



② 事故発生時の対応

- I 園長又は代理は事故の状況を速やかに把握し、記録する
 - ア 事故の状況・原因・場所・時間
 - イ 子どもの状態(出血や打撲の有無・顔色・全身の状態)
 - ウ 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでもよい。
- II 協力者・応援者を求める
 - ア 必要処置の判断は、単独で行わない。
 - イ 日頃から、連絡の分担など対応の仕方を、全職員で確認する。
- III 医療機関への受診は保護者より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。
- IV 下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。
 - ア 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。
 - イ 顔色が悪く、ぐったりとしている。
 - ウ けいれん、ひきつけを起こしている。
 - エ 出血が止まらない。
 - オ 吐き気や嘔吐を繰り返している。
 - カ 化学物質を誤飲した。
 - キ 熱傷や火傷の面積が広い。
- V 医療機関へ受診する際は、担任又は保育士が付き添い、処置に必要な I の情報と子どもの既往歴やアレルギーの有無、体重などを医師へ伝える。
- VI 保護者への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し理解を求める。いかなる状況の事故であっても、保育時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

Ⅶ園長又は代理は、事故後、速やかに、『事故報告書』を作成し、事故発生状況の状況分析を行い、今後の事故防止対策及びより高度な対応について全職員で確認する。

(2)事故対応計画

園長又は代理は、事前に事故に対する計画を策定し職員や保護者に周知して毎年内容を見直さなければならない。

① 事前情報収集

- I 園長又は代理は、園児の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。
- II 園長又は代理は、保育園の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。
- III 園長又は代理は、日常において、保育園における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。
- IV 園長又は代理は、日常の保育園内の施設、遊具、保育室内、園庭ににおいてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

② 事故発生時対応フローチャート

- I 園長又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート(別紙1及び2参照)にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

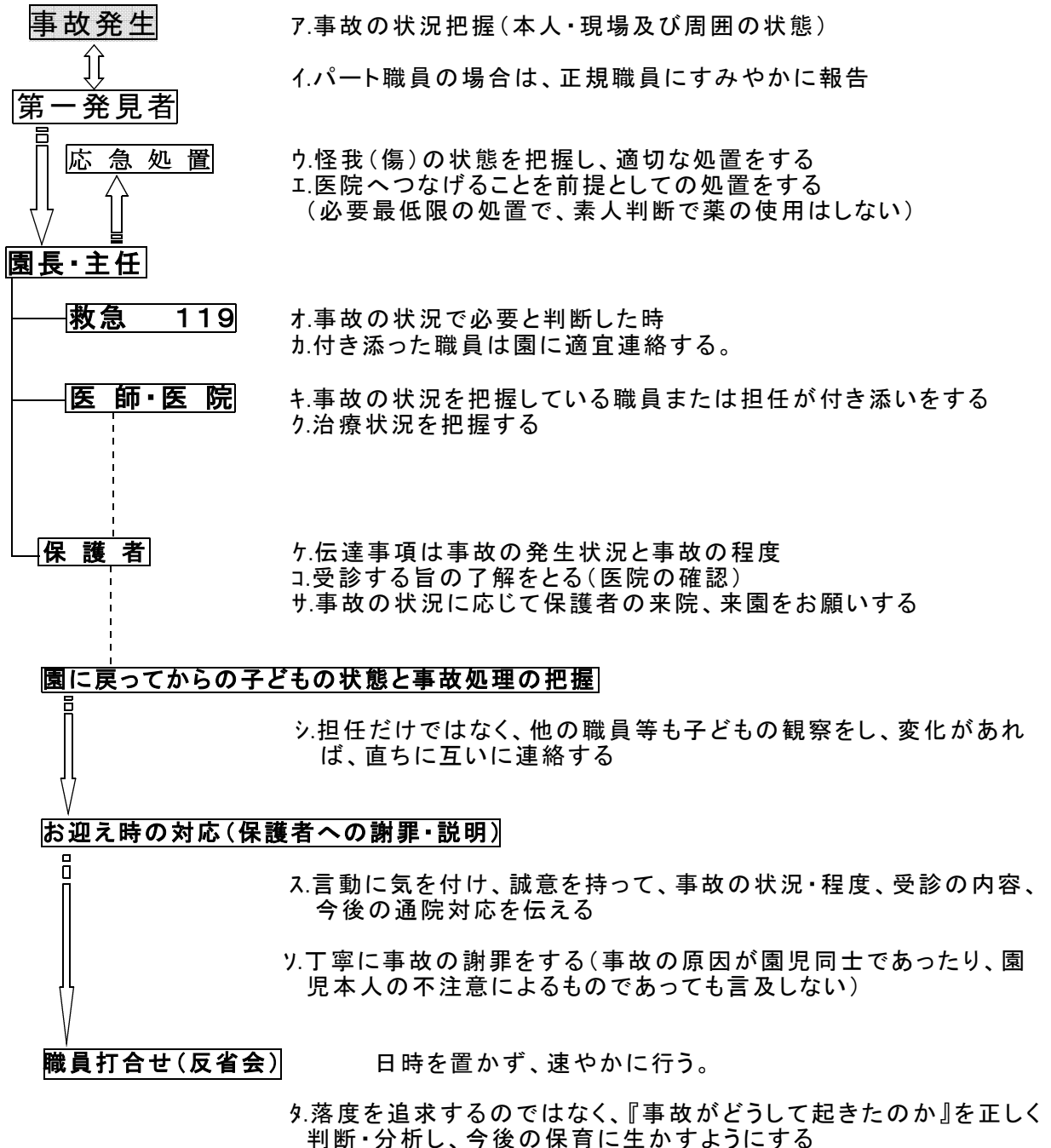
③ 園外での保育活動についての諸注意

職員は、日頃から保育園周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。
また、子ども一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。保育園の外に出る時には、子どもに危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

- I 園外保育へ出発前に担当保育士は、子どもの人数を確認し、引率の職員全員に周知する。
- II 園外保育へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で園児に、注意の声かけを積極的に行うようにする。
- III 目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず保育士が付き添うようにする。
また、常に子どもの動きに注意を払い、人数の確認は怠らないようにする。
- IV 帰園時は園長または代理に帰園した旨を伝える。報告を受けた園長・主査は子どもの人数と状態を確認する。

事故発生時対応フローチャート1

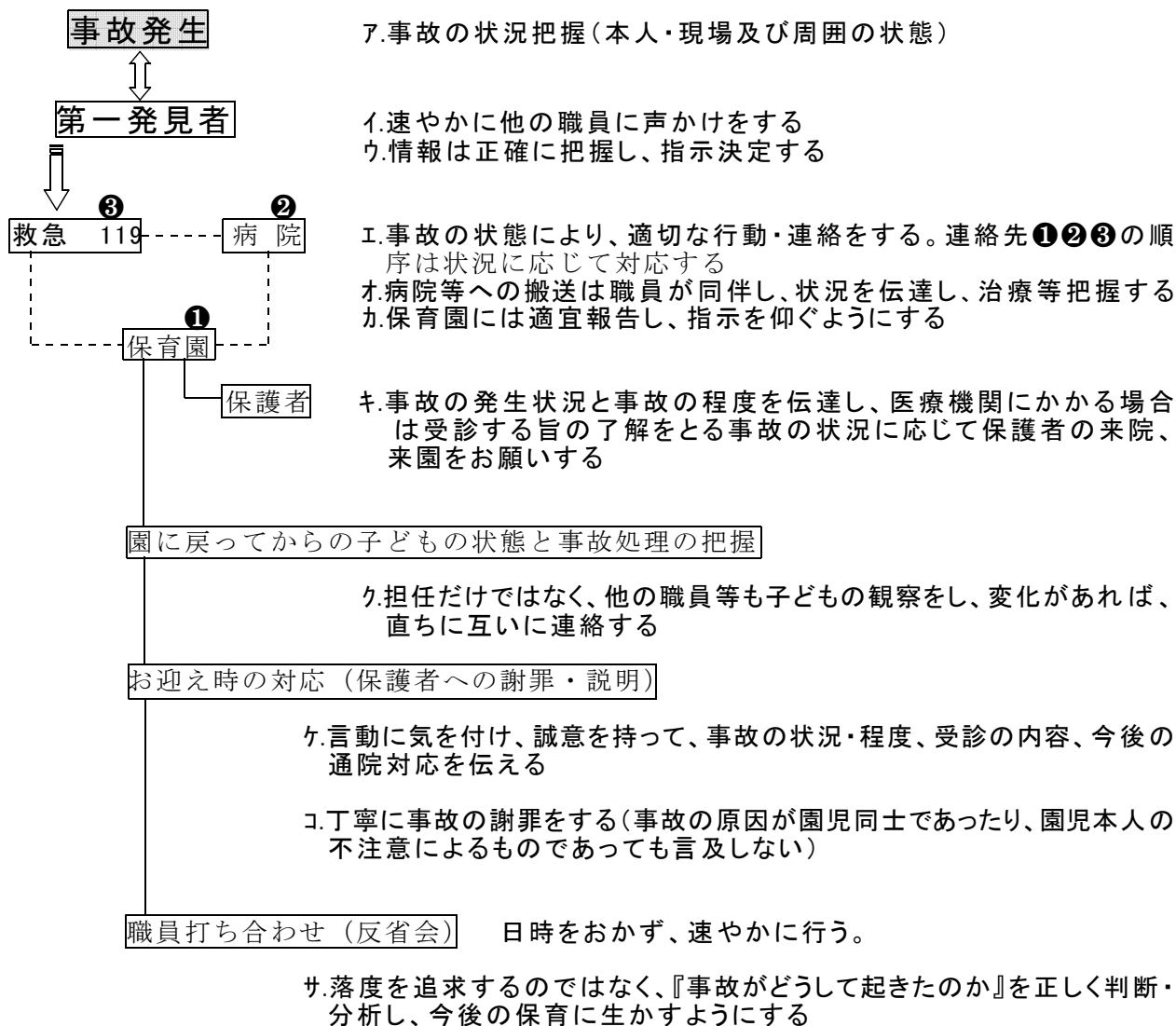
保育園内で事故が発生した場合



- 検討項目
- 『事故の報告(状況、原因、内容、対応等)』
 - 『今後の検討(原因追求、解明等)』
 - 『原因の除去及び処置(点検、改善等)』

事故発生時対応フローチャート1

保育園外で事故が発生した場合



- 検討項目
- 『事故の報告(状況、原因、内容、対応等)』
 - 『今後の検討(原因追求、解明等)』
 - 『原因の除去及び処置(点検、改善等)』

6 事件発生時における対応と予防

保育園における子どもの事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのため保育園においてできる限りの防犯対策を検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、子どもの安全確保及び危機管理のための方策を講じることも必要である。

(1) 施設面の対応

① 保育園の出入り口の管理

I 保育園建物は園児が園庭にスムーズに出入りできるよう考えられているため、建物の出入り口を施錠するのは、現実的でないので園庭と園外との出入り口をできるだけ最小数にして、できるものには、施錠することが望ましい。

II 施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、保育園の運営上支障のない場合は、施錠するように努める。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする

② フェンス・擁壁、設備等を点検する。

I 園長又は代理は、日常的にフェンスや擁壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行わなくてはならない。

II 園長又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行わなくてはならない。

(2) 職員・関係機関の対応

① 職員

I 園長又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を計らなければならない。

II 見知らぬ来園者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。

III 業者等の来園者には保育園が用意したネームタグを付けて作業に当たることとする。

IV 職員への非常通報システム・火災報知設備(非常ベル)・放送設備の取り扱いと場所の周知徹底を計る。

V 保育士は園児に対して計画的な安全指導を行う。

VI 園長又は代理は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、園児の保育室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

③ 関係機関・保護者

I 必要に応じて、警察(最寄の交番)に警備の強化を依頼する。

II 園長又は代理は、地元の消防団や防災会との連携も計れるように連絡をしておく

III 保護者へは日頃から『送り迎えは原則、保護者が行う。』など、保護者にも危機管理意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せず状況の説明のうえ協力を依頼する。

IV 近隣で事件等が発生した場合はメール等で状況・事情を説明するか又は、文書の配布、掲示により周知する

(3) 児童及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

① 子どもの安全確保

I 園児の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が園児の待避行動を指導して待避する。

II 非常通報システム等を使用し、警察に通報する。

III 相手には、できるかぎりの複数の男性職員で対峙が望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。

IV 子どもの安全を確保したうえで、保護者に緊急連絡する。

7 食中毒発生時における対応と予防

食中毒に関しては、別に定める給食衛生管理マニュアルによる。

8 大気汚染発生時における対応と予防

大阪府の大気汚染常時監視システムにより防災情報メールが送信されるので、その注意喚起により行動を起こすこととする。

この場合行動の目安として以下のようなことが示されている

- I 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- II 屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- III 呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動する。

汚染度によるが、行動としては基本的には屋内に入り、窓を閉め空気清浄機を使用し、活発な活動は避けるようにすること。

公園など園外で活動中に注意喚起が発令された場合は、速やかに帰園することとする。